

平成26年第1回大多喜町議会定例会

7月会議会議録

平成26年 7月15日 開会

平成26年 7月15日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会7月議会会議録目次

第1号（7月15日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
日程の追加	11
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
休会について	13
散会の宣告	13
署名議員	15

第 1 回大多喜町議会定例会 7 月会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会7月議会会議録

平成26年7月15日(火)

午後 3時30分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	教育課長	野口彰君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)
日程第3 請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書
追加日程第1 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） 議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様には、7月会議に出席をいただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

本日7月15日は休会の日ですが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開いたします。これより、7月会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成26年第1回議会定例会7月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会7月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員各位におかれましては、大変お忙しい中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました、第1回議会定例会6月第2回会議以降につきましては、報告書により、ご了承いただきたいと思っております。

さて、先週は台風8号が日本列島に沿って北上し、各地に大きな被害をもたらしました。被害にあわれた方には、心からお見舞いを申し上げます。

幸い本町では、風雨とも当初予想されたほどではなく、被害はございませんでした。

また、間もなく梅雨が明け、夏本番を迎えますが、梅雨明け直前には大雨が降ることが多々ありますので、引き続き災害には十分警戒をしまいたいと思っております。

本日の会議でございますが、大多喜小学校の増築に要する経費等に関しまして、補正予算を計上する必要が生じたので、開催をさせていただきました。

詳細につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。平成26年第1回議会定例会6月会議、第2回会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物により、ご了承願います。

なお、このうち6月26日に開催されました、夷隅環境衛生組合議会の関係につきましては、組合議員であります渡邊泰宣君から、会議内容の報告をお願いします。

渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 平成26年第2回夷隅環境衛生組合議会臨時議会の報告をさせていただきます。

去る6月26日午前11時に、第2回夷隅環境衛生組合議会臨時議会が招集され、本町から小高議長と、私の2名が出席しました。

執行部から付議された事件は、夷隅環境衛生組合衛生センター基幹的設備改良工事についての1件でありましたが、可決、認定されました。

内容ですが、1、契約の目的、夷隅環境衛生組合夷隅衛生センター基幹的改良工事。2、契約の方法、公募型指名競争入札。3、契約の金額、10億5,840万。契約の相手方、東京都台東区松が谷一丁目3番5号、クボタ環境サービス株式会社、代表取締役岩部秀樹。

なお、工期につきましては、平成26年6月27日から平成28年3月21日の2年間。

という内容でありました。

なお、詳細につきましては、皆さんのお手元に配付の議案の写しのとおりであります。

以上で、夷隅環境衛生組合臨時議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、6月25日に実施しました例月出納検査結果の報告がなされおります。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

また、さきの全員協議会において協議いたしました、城見ヶ丘団地専用住宅用地、定期借地権付分譲のことにつきましては、出されました意見を集約し、7月2日に副議長とともに町長に提出をいたしました。全ての意見を受け入れることは難しいが、十分検討の上、再度議会に説明をいただけるとのことでございます。

なお、本日、2番正木武君は、入院加療中につき、欠席する旨の通告がありましたので、ご報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番 志 関 武良夫 議員

8番 渡 邊 泰 宣 議員

を指名します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案については、提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

初めに、今回の補正予算に計上しました、大多喜小学校校舎増築改修工事につきましては、7月8日に8社による指名競争入札を実施いたしました。入札日前日までに、6社から入札を辞退する届け出があり、当日2社により入札を実施しましたが、1社は失格、1社は辞退により入札は不調となりました。

このため、急遽、設計額を見直し、補正予算に計上させていただいたものでございます。

また、大多喜中学校のガスヒートポンプエアコンの室外機が故障したことにより、この修繕に係る予算を計上させていただきました。

それでは、1ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,081万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億4,477万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることを定めるものでございます。

それでは、次に事項別明細書の、2歳入、3歳出により、補正予算の説明をさせていただきますので、4ページ、5ページのほうをお開きください。

初めに、2歳入の款18繰入金、項1基金繰入金、目9小中学校施設整備基金繰入金996万9,000円の増額補正は、大多喜小学校校舎増築改修工事に充当するものでございます。次の、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金84万4,000円の増額補正は、今回の補正予算の一般財源として繰越金を充てるものでございます。

次に、3歳出の款9教育費、項2小学校費、目3学校建設費の996万9,000円の増額補正は、大多喜小学校校舎増築改修工事の増額でございます。次の、項3中学校費、目1学校管理費の増額補正84万4,000円は、大多喜中学校の空調設備の修繕料でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） ちょっとお聞きしたいんですけども、校舎改築ということですけども、どの程度改修するのか、あるいは1教室だけ改修するのか、2教室改修するのか、その点ちょっとわかる範囲で結構ですから、お願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ただいまのご質問でございますけれども、一番西側、管理特別教室棟の中の工作室及び準備室を、普通教室2室に改修。それから、普通教室棟の少人数学級室1室を、普通教室に改修。改修については以上なんですけど、図画工作室が不足しますので、その増築ということになります。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。

入札の結果で、予定価格が4,959万9,000円で、大成建設さんが5,300万円で第1回目が入っていて、2回目が失格という、ちょっとそういった資料、手元にいただいたんですけども、その中で、その差額を見ますと、予定価格と大成建設様の第1回目の価格との差が340万1,000円、こちらが、見積もりのほうが、予定価格を上回ったということでの失格、オ

一バーしたので失格なんですけれども、少なかったということだと思っんですが、今回補正では、996万9,000円というお金が出てまして、340万とちょっとかけ離れた金額になっていると思っんですけれども、この辺というのは、どういう関係で、この金額が出ているのかを詳しく教えていただきたいと思っんですけれども。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、山田議員のご指摘のとおりでございます。まさに、数字だけ見ますと、そのようになるわけでございます。しかしながら、この1社だけが入札に入れていただいたんですね。実は、その会社も積算では、6,000万の数字が出ている、これがもう限度額なんです。じゃ、なぜそこまで数字を落としたかというのは、値引きで落としているんです。

実は、私どもその会社とも、ちょっとお話をさせていただきまして、会社としては、もうその数字を下げてはならんというのが、本社でのいわゆる決裁なんです。ですから、営業さんが、単独でその数字を値引きをしたんですが、当然のことながら、価格公表をしておりますので、落ちないことは承知して値引きを入れているんですね。ですから、できるだけその金額に近づけようということでございます。

ですから、再度入札ということになりますと、とてもその数字では、もう入れないという形になりますので、それは現実的には、その差額だけでやったら、また再度不調ということになろうかと思っます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今回、普通教室を2つふやすということですよ。前に、ちょっと記憶が定かではないんですけれども、以前統廃合のことを説明受けたときに、数年後には教室を増築しなくても、今の規模でも大丈夫という資料が出たと思っんです。教室が余った時点で、校舎の使い回しというのはどういうふうにするんですか。それ、学童保育とのかかわり合いなんですけれども、学童保育も、私は今の時点でも本当は6年生までしてほしいというのを、要望しているんですが、国のほうも数年後には6年生までの学童保育をするという方針を出していると思っんです。子どもの数が減って、数年後には今回ふやした分の普通教室も不要になるだろう。学童保育は、今のままでは手狭なので、ふやさなければならないという状況もあると思っんですけれども、その辺の整合性、どういうふうを考えているのか伺いたいと思っます。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 統合に関しましては、平成27年4月1日統合ということで決定しておりまして、それに必要な教室の確保ということで、今考えておるわけでございますけれども、最小限の教室ということで、議員さんおっしゃられたように、数年後には空き教室が出てしまうということになるかと思っておりますけれども、そのときには、会議室とかございませんで、そういう利用になってくるのではないかというふうに考えております。

学童につきましてはですね、当然場所がちょっとなくなってしまうんですが、今の時点では何とも申し上げられませんけれども、総元小とか上瀑小とか、学校、教室がありますので、その辺の利用になってくるのかなというような、それは何とも申し上げられませんけれども、以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 普通教室を2つつくるといっているのであれば、今学童で使っているのが2教室分のスペースを使っているんじゃないかと思うんです。そこを普通教室にして、学童保育を6年生まで入れられるだけのものをつくれば、しち面倒くさいことをしなくても、工作室というのは、いろんな工具があつたりして、設備もかかることですし、数年後を見通した場合、しち面倒くさいことしないで学童を新しく、ばんと建ててしまえば、そのまま普通教室、今のままでもできるじゃないですか。そんなにお金のことで、もっと少なく済むのではないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

そして今、課長の答弁で、学童については、総元小学校や上瀑小学校に空き教室があると言ったって、全部バスかなんかで運ぶことになるんですか。大変な、またお金が、維持費としてかかるので、それはちょっと無理なことだし、総元小学校や上瀑小学校の跡地利用については、もっと有効な利用法もあるのではないかと思うんですけれども、そういう点で、何か計画が、ちょっとずさんなのではないかという印象ですけれども、どうなんでしょうか。

数年後にはもう空くということがわかっていながら、この、今当座しのぎに2教室を補正予算を組んでまでやらなきゃいけないのは、なんか、ちょっと数年後の見通しもないというので、変な気がするんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、野中議員さんがおっしゃられた通り、今学童で2教室を使っているんです。だから、その教室で、今、大多喜小学校で普通教室で使っている部屋が8教室

なんです。もともとは、10あったんですけども、2教室は、今、学童で使っていただいているということで、この27年4月に統合しますと、全てのクラスが2クラスずつになりますので、6学年2クラスずつということになりますと、12学級普通教室として必要になります。ということで、今学童で使っている2教室をあけていただいても、10教室しか普通教室がないわけです。そこで、先ほど課長が言いましたように、今、美術室というか図工室が、比較的広く使っていて、図工室と、それから、図工準備室を2つ足しますと、ちょうど普通教室2教室分があるんです。

ですから、最初は、外に増築するほうを普通教室に持っていかうかと、体育館の前のほうなんですけれども、そちらへ持っていかうかという話を、最初はしていたんですが、いろいろ学校の子どもの管理とか、日ごろ子どもの様子が見える位置はどこかといったときに、体育館の前のほうに教室を持っていくと死角になってしまうんですね。子どもの様子が見えない。

そこで、今ある太陽の広場という、真ん中に広場があるんですが、その隣のちょっと先が図工室なので、そこはいろいろな面で管理しやすいし、それから給食のものを運んで行ったりするもの、給食の運ぶところが外から体育館の渡りを使っていくなんていうことになると、大変な作業になりますので、それでは、学校の先生方ともよく相談して、今図工室を、そういうわけで、1.5はありますので、そこを普通教室にして、外に新しく増築するほうを図工室にすれば、図工室というのは、各学年が動いて、図工の時間に動いて行くわけですので、生徒の安全管理上も非常によいということで、そういうことで、2教室がどうしても足りないんです。学童の人たちが、空けていただいても2教室足りないということで、図工室をプラス2で、普通教室が12クラスということになりますので、どうしても12教室が必要ということで、2つのクラスを増築ということなんです。

それから、何年か後ということですが、今の私のデータですと、29年に2年生が38人ということで、1クラスということになっているんですけども、今、全国的に、1クラスの人数を何とか35人ということで、今小学校1年生だけが35人で1クラスなんです。だから、36人になると、2クラスになるんですけども、ほかは全部40人です。40人で1クラスというのは大変多いということで、教育長協議会でも、県とか文科省に要望書を非常に出して、何とか1クラスを35人でということで、今要望を出しておりますので、その35人が通れば、しばらくは全ての学年が、大多喜も2クラスということになりますので、ここでやはり、きちっとした普通教室を確保することは、子どもたちの教育環境を非常によくすること

では、必要だと考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） それでは、請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、手話が音声言語と対等な言語であることを、広く国民に広めるために、その後ろ盾となる手話言語法、これはあくまで仮称ではありますが、その法整備の環境づくりのために、世論に応援を求めるべく全国展開しているものでございます。

手話を使うろうあ者にとりましては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得と、コミュニケーションの手段となっています。

しかしながら、手話はまだまだ社会の中では、その存在が弱いとされています。手話は音声言語と対等な言語であることを、広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、

手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、1日も早くされるように、政府及び関係機関に対し、意見書を提出願いたいというのが、本請願の趣旨であります。

なお、本件につきましては、去る6月18日に、福祉経済常任委員会協議会を開催し、ろうあ協会関係者の出席をいただき、請願内容の説明を受け、協議をいたしましたが、ろうあ者の環境を守ってあげることは基本的人権であるということから、全会一致で請願を議会に提出することに賛同いただきましたので、本議会に提案するものであります。

なにとぞ、ご審議の上、これが採択されますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小高芳一君） お諮りします。

本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託は省略されましたので、これから本会議において、直ちに審査を行います。本請願について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで10分間休憩とします。

(午後 3時59分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時09分)

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま、江澤勝美君ほか4名から、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての発議案が提出されました。この発議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。事務局職員が議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） それでは、提出されました発議案につきまして、朗読をさせていただきます。

発議第1号。

平成26年7月15日。

大多喜町議会議長、小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、渡邊泰宣、賛

成者、同、野中眞弓、賛成者、同、根本年生。

「手話言語法」制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

1枚めくっていただきたいと思います。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）となっております。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月15日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに提出する予定であります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障害の子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要があるため、国に意見書を提出しようとするものであります。

慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうか、よろしく申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これより発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

念のため申し上げます。9月30日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 本日は大変ご苦労さまでした。

これをもって散会いたします。

(午後 4時17分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年 9月 9日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣